

# 捜査手続その3

## ——捜査の遂行②

東京高等検察庁検事・東京大学教授

唐木智規

KARAKI Tomonori

最高検察庁事務取扱検事・東京大学非常勤講師

煙山 明

KEMURIYAMA Akira

### Case

前回までの事例については本誌ウェブサポートからご覧いただけます。右QRコードからアクセスしてください。



#### 【Y地方検察庁の刑事部長室において——別件の勾留請求と本件についての報告】

1 Z警察署の担当警察官から「被疑者のスマホから『驚く内容のデータ』が見つかった」と言われた桐山検事は、はやる気持ちを抑え、新たに配点された別事件（本件強盗致傷事件とは全く別の身柄送致事件）の送致記録を精査した上で、被疑者の弁解録取手続を行いました（以上前号）。

弁解録取手続を終えた桐山検事は、その事件の内容や被疑者の弁解内容等を踏まえると、勾留請求は不要、すなわち、被疑者を釈放するのが相当だと判断し、その方針についての了解を得るために、Y地方検察庁の刑事部長室に向かいました。刑事部長室に入った桐山検事は、河合和秀刑事部長に対し、事案の概要や証拠関係、被疑者の弁解状況等を報告した上で、この事件の被疑者については勾留請求せず、に釈放する方針である旨を伝えました。河合刑事部長は、桐山検事の説明を

聞きながら、送致記録を確認したり、桐山検事に質問をするなどしましたが、最終的には、「分かりました。釈放の方針で構いませんよ。ただし、在宅事件<sup>2)</sup>だからと言って、終局処理が後回しにならないようにね。被害者の方もおられるのですから、警察と相談して、補充捜査事項や捜査予定をまとめて、適切な時期に事件処理ができるようにしてください」と言いました。

2 桐山検事は、「はい、分かりました」と答え、さらに、「部長。もう1件ご報告です。ホームセンターα河原町店で発生した被疑者○山×男の事件です。共犯者との共謀状況や被害者への暴行態様等が主たる争点になっていますが、現在、共犯者と目される『アキラ』なる者が逃亡中です。この関係で、先ほど、Z警察署の担当者から電話があり、被疑者のスマホから良いデータが見つかったとのことで、これから地検に持ってきてくれることになっています」などと、本件強盗致傷事件について説明しました。河合刑事部長は、「それは興味深いですね。この事件では、被疑者のスマホは、共犯者との共謀状況等を明らかにする上で重要な証拠と思われるから、桐山さんも自分の

目で物読み<sup>3)</sup>することを忘れないでください。そして、どんな内容だったかは後で報告してくださいね」などと言いました。

桐山検事は、「分かりました。あと、被疑者の前刑記録を確認したところ…、あ、いや、何でもありません。部長、失礼します」と言って刑事部長室を後にして、自らの執務室に戻りました。河合刑事部長は、桐山検事が出て行ったドアの方を見ながら、「前刑記録がどうかって言っていたけど…、『何か気になることを見つけたけど、うまくまとまらない』というところなのかな。桐山さんらしいですね、まあ、彼女であれば、きちんとまとめて、後で報告してくれるでしょう」と思いました。そうしていると、今度は、他の検察官が「部長、失礼します。〇〇事件の関係で報告よろしいでしょうか」などと声を掛けてきたことから、河合刑事部長は、その検察官からの報告を受けることにしました。

#### 【桐山検事の執務室において——担当警察官からの報告】

1 執務室に戻ると、Z警察署の担当警察官である赤嶋兵八郎警部補が既に到着していました。桐山検事は、立会事務官に別件について釈放するという方針で刑事部長の了解をもらったことを伝えるなどして、赤嶋警部補の前に座りました。

赤嶋警部補は、「検事、早速ですが、これが被疑者のスマホに保存されていたメッセージアプリのやり取りです。かなり重要だと思ったので、取り急ぎ持ってきました」などと言いながら、データを印刷した紙を桐山検事の前に差し出しました。その紙には、次のようなメッセージのやり取りが記載されていました。

被疑者：前うまく行ったとこで、どうです？

晃：どこ？

被疑者：河原町のαってホームセンターです

晃：でかい店だね、やばくない？

被疑者：俺がやりますよ。前もうまくやりましたし

晃：もしもの時どうすんの？

被疑者：その時は頼みます。

晃：何すんの？

被疑者：会って話しましょう。準備とかもあるし

晃：いつ

被疑者：明日の14時はどうです

晃：いいよ。どこで

被疑者：βってミリタリーショップ知ってます？ αの近くの

晃：ああ、調べればわかるかも。なんで、そこ？

被疑者：前もそこで準備したんで

晃：ああ、わかった

赤嶋警部補は、桐山検事にメッセージが印刷された紙を示しながら、「これは、被疑者と登録名『晃』とのメッセージのやり取りです」「このやり取りがあったのは犯行の4日前、つまり、11月14日です。使われているのは、△△というメッセージアプリです。『晃』という漢字は、『アキラ』と読めますので、我々としては、この『晃』こそが、共犯者の『アキラ』ではないかと推測しています」と説明しました。

2 この説明を聞き、桐山検事は、メッセージアプリでのやり取りは、共犯者との共謀状況を解明する重要な証拠であると思う一方で、メッセージそのものからは、その意味を一義的に確定できないものが含まれているとも感じました。例えば、

被疑者：前うまく行ったとこで、どうです？

晃：どこ？

被疑者：河原町のαってホームセンターです

晃：でかい店だね、やばくない？

というやり取りからは、被疑者が、共犯者に対し、「前うまく行った」ことのある（＝以前に何かの計画を成功させたことのある）河原町のαというホームセンターで事件を起こそうと誘っていることは読み取れますが、具体的にどのような事件を起こそうとしているのか、窃盗なのか強盗なのか、仮に窃盗又は強盗だとしてどのような態様の事件を敢行することを計画しているのか<sup>4)</sup>までは、メッセージの内容だけでは、一義的に認定することは困難であるように思いました。その他にも、

被疑者：俺がやりますよ。前もうまくやりましたし

晃：もしもの時どうすんの？

被疑者：その時は頼みます

晃：何すんの？

被疑者：会って話しましょう。準備とかもあるし  
というやり取りからは、被疑者及び共犯者が「もしもの時」（＝不測の事態）における共犯者の

役割について何かしらの検討をしていることはいかがえるものの、その共犯者が具体的に何をするのかは読み取れませんでした。

そこで、桐山検事は、「私も、メッセージの内容や時期からして、被疑者の供述する『アキラ』は、このメッセージに登場する『晃』で間違いのないと思います。逮捕から短い期間で、このような証拠を見つけてくださり、ありがとうございました。ところで、この前後のやり取りはないのですか。このやり取りだけだと、被疑者らがどんな犯罪を計画していたのかもはっきりしません。被疑者は、『共犯者のアキラとは、今回の事件の3週間前くらいにSNSで知り合った』と供述していましたよね。そうであれば、もっと古いメッセージのやり取りがあるはずだと思うのですが」と尋ねました。

これに対し、赤嶋警部補は、「同感ですが、△△というメッセージアプリには、このやり取りしかありませんでした。『晃』との間で他にやり取りがなされていないかは、現在、データを精査中です」と答えました。そこで、桐山検事は、「分かりました。データの精査は継続してください。また、被疑者のスマホの解析結果はかなり重要な証拠なので、私も自分の目で確認したいと思います。後でデータのコピーをこちらにも送ってもらえますか」と依頼をしたところ、赤嶋警部補は、「分かりました。すぐにお持ちします」と応じました。

3 そして、桐山検事は、「ところで、先ほどのメッセージにあったミリタリーショップβなんですが、実は、被疑者が直近の窃盗前科の犯行で、事前に凶器のスタンガンを購入した店なんです。その事件の犯行現場が本件と同じホームセンター

α河原町店であることはご存知だと思いますが、その事件記録を検討した結果、被疑者と共犯者の犯行計画は、被疑者が万引きの実行役、共犯者が見張り役で、もし被疑者が店員に取り押さえられるなどした場合には、用意していたスタンガンで攻撃を加え、店員がひるんだ隙に逃走するという内容であったことが分かりました。結局、その事件では店員に気づかれなかったため罪名は窃盗にとどまりましたが、私は、前回、ホームセンターα河原町店での窃盗の犯行がうまくいった被疑者が、そのことに味を占め、前回と同様の方法で今回の事件を起こしたのではないかと考えています」などと、一息に説明しました。

これを聞いた赤嶋警部補は、「なるほど、前回の記録までは確認していなかったので、参考になりました。言わば、二匹目のどじょうを狙ったということですかね。分かりました。では、早速、ミリタリーショップβに当たって被疑者らが凶器を購入していないかを確認します。また、前回の犯行との関連性を踏まえて、被疑者の取調べを行います」などと答えました。

そして、興奮気味の桐山検事が「あとは、共犯者である『アキラ』の特定ですね」と言うと、赤嶋警部補は、「検事の勢いに押されて言い忘れるところでした。実は、被疑者のスマホ内の電話帳には、『晃』という名前の電話番号の登録が1件あり、現在、通信事業者にその番号の契約名義人を照会中です。もちろん、『飛ばし携帯』<sup>5)</sup>が使われていたらそれまでですが、これが本人名義で契約されたものであれば、『アキラ』の人名も判明する可能性があります」と伝えました。

それを聞いた桐山検事は、少しずつではあるものの、捜査が確実に進展していると感じました。

押えの結果がまとめられており、消費者金融からの督促状が多数発見されたことなどが記載されている。

(2) 店長Mの警察官面前の供述録取書(11月24日付け)(証拠⑨)

「犯人が転倒した時に地面に落下したことが原因と思われるが、本件カーナビは破損してしまっているため、売り物にならない。犯人から弁償の申し出はないし、何より警備員Vが暴力を振るわれて怪我をさせられたことから、犯人を厳しく処罰してほしい。」

(3) 目撃者Wの目撃状況を再現した実況見分調書(11月24日付け)(証拠⑩)

目撃者W立会いの下、犯行現場において犯行時刻とほぼ同時刻に実施された目撃状況の再現結果がまとめられており、被疑者役、警備員V役、共犯者役の各警察官(合計3名)がWの指示に基づき動作した様子が撮影された写真が添付され、それらの動作に関する説明文が記載されている。その内容は、①被疑者役の警察官が正面からV役の警察官の腰にしがみつき、②共犯者役の警察官がV役の警察官の背後から近づき、③共犯者役の警察官が、右手に持った四角い物を、被疑者役の警察官からしがみつかれたままのV役の警察官の首の後ろに差し出し、④V役の警察官がその場に倒れるという状況となっている。

なお、犯行現場に設置された照明等の明るさにより、目撃者Wの位置から、被疑者らの動きは十分に視認できた旨の見分結果も記載されている。

(4) ミリタリーショップβの店長の警察官面前の供述録取書(11月27日付け)(証拠⑪)

「販売記録を調べたところ、11月15日には、スタンガンが1台しか売っていないことが確認できた。スタンガンを購入した客の顔は覚えていないが、2人組の男性であったことは間違いない。この2人は、支払の時に、どちらが代金を支払うかでもめていて、一方の男が、もう1人の男に『俺が危ない橋渡るんだから、アキラさんが金払ってくださいよ』などと怒鳴っていた。『危ない橋を渡る』と聞き犯罪に使われたらいけないと思い、『お客さん』と声を掛けようとしたが、アキラさんと呼ばれていた男が代金を店のカウンターに置き、『じゃあこれで』と言ってスタンガンを持って行ってしまった。私は、日記を毎日付けていて、11月15日には、『客が代金支払でもめる。『俺が危ない橋渡るから、アキラさん払って』と言う。やばいと思って止めようとしたが、金を置いて行ってしまった。心配』と記載してあるのを確認したの

- (1) 被疑者方に対する捜索・差押えの結果をまとめた報告書(11月23日付け)(証拠⑧)  
11月22日に実施した被疑者方の捜索・差

で、今話した内容は間違いない。」

※ 販売記録の該当部分、防犯カメラ映像の該当部分をプリントアウトしたもの（静止画）が供述録取書の末尾に添付されている。

※ 防犯カメラ映像（動画）については、別途、動画データを入手した旨の捜査報告書が作成されている。

(5) 被疑者の母親の警察官面前の供述録取書（11月23日付け）（証拠㉒）

「息子（被疑者）は、仮出所後はしばらく真面目に働いていたが、保護観察が終わった平成29年2月頃からは、次第にギャンブルをするようになった。仕事も一応は続けていたようだが、『サラ金に金を返さないといけない。金を貸してくれ』などと金の無心をしてくるようになった。最初の頃は数万円程度の金を月に1回くらい借りに来るくらいだったので貸していたが、次第に、借りに来る回数や金額が増えてきた。私も生活が楽ではなかったで、今年（令和4年）9月頃、金を借りに来た息子に『もう貸せるお金はない』などと言ったところ、息子は、『もうお袋には頼まない』と言って、それ以降は、私に連絡を寄越さなくなりましたし、私の家を訪ねてくることもなくなりました。息子の交友関係については詳しいことは知らない。息子の代わりに今回の事件の被害を弁償したいという気持ちはあるが、生活が苦しいのでそれも難しい。お腹を痛めて産んだ息子のことは、今後も見捨てず、できるだけのことをしてやりたい。」

(6) 被疑者の警察官面前の供述録取書2通（11月24日付け、26日付け）（証拠㉓）

「ギャンブルで負けがこんでしまい、サラ金から150万円くらいの借金をしてしまった。日雇いの仕事で稼いだ金や母親から借りた金で何とか返済をしていたが、コロナの影響で日雇いの仕事も少なくなり、また、今年の9月頃からは、母親に借金を頼んでも断られるようになった。そのため、金に困って今回の事件を起こした。」

「前に有罪判決を受けた事件では、ホームセンターα河原町店での盗みがうまくいった。このときは、店員に見つかった時に備えて共犯者にスタンガンを持たせていたが、店員に気付かれることなく商品を盗むことができた。今回も同じ店でカーナビを盗んだが、前の事件からは数年が経っていたし、また、ホームセンターαは大きなチェーン店で店長以下の従業員も当時とは変わっているだろうから、大丈夫だと思った。私が盗みをやり、リサイクルショップにも売りに行くことになっていたので、分け前は私が6、アキラが4という割合で分配することになっていた。」

盗みをしたことは申し訳なく、謝罪したいという気持ちはあるが、金がないので示談はできていない。」

(7) 共犯者の特定に関する報告書（11月26日付け）（証拠㉔）

本件スマホの電話帳に「晃」という名前で登録されていた電話番号の契約名義人を照会したところ「△川×晃」であったこと、この人物について調べたところ、窃盗の前科が2犯あり、現在、執行猶予中であることが判明したこと、被疑者に△川の写真を見せたところ、「今回の事件を起こした『アキラ』に間違いない」と供述したことなどから、本件強盗致傷事件の共犯者として「△川×晃」を特定した旨が記載されている。また、△川の住民票を確認したところ、前刑時と住所が変わっていないことから、△川に対する本件強盗致傷事件の逮捕状を請求した上、近日中に逮捕予定である旨が記載されている。

(1) 目撃者Wの警察官面前の供述録取書（11月26日付け）（証拠㉕）

供述内容は、証拠㉑と同様であるが、犯行の目撃状況の詳細につき、「若い男は、年配の男の正面から、両手を広げてタックルをするようにしがみつき、自分の頭を年配の男性のお腹に押しつけながら、両手を左右から年配の男性の腰の後ろに回してがっしりとつかんでいた。そのため年配の男性は身動きが取れずにいたところ、その背後からキャップを被った男性が足早に近づき、右手に持った四角い物を年配の男性の首の後ろに差し出すと、バチバチッという音がして青白い光が見え、年配の男性が倒れた。若い男は、そのときまで、3秒から4秒くらいにわたってずっと先ほどお話しした体勢で年配の男性の腰にしがみついたまま、この男性が身動きできないようにしていた」などと録取されている。

なお、本供述録取書の末尾には、目撃状況

の再現見分調書(証拠㉔)の写真が順次添付されており、目撃者Wの供述内容が、視覚的にも分かりやすくなっている。

(2) 被疑者の検察官面前の供述録取書(11月28日付け)(証拠㉕)

供述内容の要旨は、次のとおりである。

- ・ 共犯者のアキラとは、今回の事件の3週間くらい前にSNSを通じて知り合った。アキラの方が年上だったので、私が話すときには丁寧語を使っていたし、「アキラさん」と呼んでいた。
- ・ 前回の事件と同じくスタンガンを準備しておこうと考え、アキラにミリタリーショップβに関するメッセージを送った上で、今回の事件を起こす3日前(11月15日)にアキラと一緒にミリタリーショップβに行った。
- ・ しかし、私は、この日、アキラと会う直前に、「前回は、スタンガンを使うことなくうまくいったので、今回はスタンガンを準備しなくても大丈夫ではないか。スタンガンを買う金も馬鹿にならないので、今回は使わないで盗みをやろう」と思い直した。そこで、ミリタリーショップβの前でアキラに会った際に、「今回はスタンガン無しでやりましょう」と言ったら、アキラも納得してくれた。だから、今回はスタンガンは買っていないし、アキラとの間でも店員等に暴力を振るおうという話はしていない。
- ・ その後、万引きの下見をするため、アキラと一緒にミリタリーショップβの前からホームセンターα河原町店に移動しようとしたところ、たまたま知人に会った。迷惑を掛けたくないの、その知人の名前は言いたくない。私は、ミリタリーショップβから少し離れた所で10分程度その知人と話していた。その間、アキラが何をしていたかは全く分からない。
- ・ その後、アキラと一緒にホームセンターα河原町店に行って下見をしたところ、店の規模の割りに店員が少なかったことなどから、アキラも「これなら余裕でしょ」と言っていた。
- ・ 警備員Vに対する暴行については、逮捕当時から説明しているとおり、私は、警備員が殴ろうとするのでその腕をつかんで止めさせようとしただけであり、暴力は振るっていない。

(3) 本件スマホの解析

警察からの報告によれば、「被疑者は、メッセージアプリ△△(以下「メッセージア

プリ①」という)を使って、共犯者(「晃」という登録名の者)とやり取りをしていた。両名のやり取りは、ミリタリーショップβに行く前日のものしかなく、それ以外のやり取りは見当たらなかった」というものであったが、桐山検事による物証みの結果、以下の事実が判明した。

- ・ 本件犯行の3週間前頃から1週間前頃にかけて、被疑者が、別のメッセージアプリ▲▲(以下「メッセージアプリ②」という)を使って、「章」という登録名の者とやり取りをしていた。当初は、自己紹介や互いの生活状況等をやり取りするものであったが、一番最後のやり取りは、  
被疑者：手取り早く、金欲しいですね  
章：前もあるし捕まりたくない  
被疑者：前はうまくいったこともありましたよ。どうですか  
章：やばい話するなら、こっちで連絡よろ

で終わっていたこと

- ・ 「章」からの最後のメッセージには、メッセージアプリ①の「晃」のプロフィール画面のスクリーンショットが添付されており、そのプロフィール画面に記載された電話番号は、「晃」の名前で本件スマホに登録されていた電話番号と同一であったこと

(4) 検察官による警備員Vの取調べについて

警察を通じて取調べの日程の打診をしたところ、警備員Vは、今回の事件で負った怪我により通院していることや、仕事の都合から、12月3日(土)しか対応できないとのことであったため、その日に警備員Vの取調べを実施する予定となった。

た。送致は明後日になると思いますが、よろしく願います」とやや早口で伝えると、桐山検事の、「△川の認否は…」という問いかけを遮るように、「ちょっとばたばたしているので、詳細は追ってお伝えします」と言って電話を切ってしまいました。肝心なところは、いつも「後で」とか「追って」だなあと思いながら、桐山検事は、戻ってきた立会事務官に、△川が逮捕されたことを伝えました。

#### 【勾留期間の延長決定と捜査の展開】

1 勾留満期当日である11月29日、桐山検事が、10日間の勾留期間延長請求を行ったところ、Y地方裁判所の裁判官は、同日、桐山検事の請求どおり、10日間の勾留期間の延長を認めました。桐山検事は、手元に戻ってきた勾留状の記載を精査し、延長期間が12月9日(金)までとなっていることや、その理由欄に「被害者取調べ未了」、「共犯者取調べ未了」などと記載されていることを確認して、指揮印を押しました。

2 桐山検事が指揮印を押した勾留状を立会事務官に渡して一息ついたとき、卓上の電話が鳴りました。桐山検事が電話に出ると、赤嶋警部補でした。赤嶋警部補は、「検事、お疲れ様です。先ほど、△川×晃を逮捕しまし